

○富士河口湖町就学援助費支給規則

平成19年4月1日

教育委員会規則第1号

改正 平成21年4月1日教委規則第1号

平成26年9月16日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育の円滑な実施を図るため、教育基本法(昭和22年法律第25号)第3条第2項、並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことについて、必要な事項を定めるものである。

(受給資格)

第2条 就学援助を受けることができる者は、富士河口湖町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、公立の小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 当該年度において、次のいずれかに該当し、前号に準じる程度に困窮していると教育長が認めた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者(その者が家計を主宰している場合に限る。)
 - イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づき町民税が非課税である者
 - ウ 地方税法第323条に基づき町民税が減免されている者
 - エ 地方税法第367条に基づき固定資産税が減免されている者
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が免除されている者
 - カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づき保険料を減免され、又は徴収を猶予されている者

キ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づき児童扶養手当の全部支給を受けている者(その者が家計を主宰している場合に限る。)

ク その他、教育長が就学援助が必要と認める者
(平21教委規則1・一部改正)

(受給の申請)

- 第3条 就学援助を受けようとする者は、毎年度、就学援助申請書(様式第1号)と、前年中の収入を証明するもの(所得証明書・源泉徴収書・確定申告書の写し等)を添付して、児童又は生徒の在籍する学校長を経由し、教育長へ申請しなければならない。
- 2 第1項の規定による申請は、当該年度の4月1日から4月30日までに行わなければならない。ただし、教育長が特に止むを得ない事情があると認めた時は、この限りではない。
 - 3 第1項の規定による申請に添付する所得証明書は、申請年度の6月1日以降に発行が可能となる前年中の所得に基づいて作成されたものとし、この証明書の提出は6月1日以降の定められた期日までに、当初申請とは別途提出できるものとする。
 - 4 前条第2号クに該当する者は、校長意見書(様式第2号)及び民生委員証明書(様式第3号)を添付しなければならない。
 - 5 年の途中で新たに援助が必要になった者、及び転入児童生徒の申請手続については、随時行うことができる。なお、転入児童生徒の認定については、前校での支給内容を調査し、修学旅行費を除き重複しないよう留意しなければならない。

(受給者の認定)

第4条 教育長は、前条第1項の申請があったときは、これを審査の上、受給の可否を決定し、受給を認定された者(以下「受給者」という。)に対しては就学援助認定通知書(様式第4号)により、受給を認定されなかった者に対しては就学援助認定却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 教育長は前項の規定により受給を認定した時は、校長に対し当該学校に係る受給者の名簿を送付するものとする。

3 教育長は、第1項の認定を行うのにあたり必要があると認める時は、校長、民生委員又は福祉事務所に意見を求めることができる。

4 受給者の認定期間は、別表第1の区分ごとに規定する開始日から、当該年度の末日までとする。

(援助の種類)

第5条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲内において現に要するものについて行う。ただし、第2条第1号の要保護者については、第5号の修学旅行費に限り援助するものとする。

(1) 学用品費

(2) 入学時学用品費

(3) 校外活動費

(4) 学校給食費

(5) 修学旅行費

(支給額)

第6条 就学援助の支給額は別表第2のとおりとする。

2 第3条第5項における、年の途中からの認定による支給は、別表第1による開始月からとし、支給額は開始月からの月割りで支給するものとする。

(支給方法)

第7条 第5条第1号から第5号までに係る就学援助金は、毎年度9月末、3月末の2回に分けて、受給者の指定口座へ振り込むものとする。

2 教育長は、支給にあたって支給額明細一覧表を作成し、学校長へ報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、教育長は、受給者が希望する時、又は第5条に規定されている学校諸費用を滞納している時は、承諾書(様式第6号)を徴収した上で、就学援助金の受領に係る手続きを学校長への直接払い、若しくは振込みにより行うことができる。

4 認定されている児童が、不登校等により就学援助を受ける要件を満たしていない時は、支給額の一部又は全額を支給停止することができる。
(認定の取消し)

第8条 学校長は、受給者から就学援助を必要としなくなった旨の申し出があった時、富士河口湖町から転出した時、又は虚偽その他不正な申請により就学援助を受給したことが発覚した時は、速やかに教育長へ報告しなければならない。

2 教育長は第1項の事由が発生した時は、その者の受給の認定を停止し、又は当該認定の全部若しくは一部を取消すことができる。

3 教育長は、第2項の規定により認定を取消した場合において、すでに就学援助金を支給している時は、支給した就学援助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(個人情報保護)

第9条 この規則による就学援助に携わる者は、申請者並びに児童生徒の個人情報の保護に留意しなければならない。

(書類の保存)

第10条 教育委員会及び学校長は、関係書類を常に整理し、5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるものの他、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別途定める。

附 則

この規則は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富士河口湖町就学援助費支給規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

別表第1(第4条、第6条関係)

区分		開始日	
生活保護法による保護を受けている者		生活保護適用開始日 (前年度から継続している場合は4月1日)	
上記以外の者	4月までに申請した者	4月1日現在在籍している者	4月1日
		4月2日以降転入学した者	転入学の日の翌月
	5月1日から翌年3月31日までに申請した者	4月1日現在在籍している者	当該申請をした日の翌月
		転入学した月内に申請した者	申請した日の翌月
		転入学の翌月以降に申請した者	申請した月の翌月

別表第2(第6条関係)

(平26教委規則2・一部改正)

費目	小学校		中学校		摘要
	学年	金額(年額)	学年	金額(年額)	
新入学児童学用品費	1学年	20,470円	1学年	23,550円	5月1日以降の申請では支給しない
学用品費	1学年	11,420円	1学年	22,320円	左記金額は年額であり、認定月により月割支給となる
	2～6学年	13,650円	2～3学年	24,550円	
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	全学年	1,550円	全学年	2,240円	
校外活動費(宿泊を伴うもの)	5・6年	3,570円	1・2年	6,010円	
給食費	全学年	実費	全学年	実費	
修学旅行費	6学年	実費	3学年	実費	